

5 - 12 操縦装置

5 - 12 - 1 性能要件（視認等による審査）

(1) 自動車の運転に際して操作を必要とする次に掲げる装置は、運転者が定位置において容易に識別でき、かつ、操作できるものとして、配置、識別表示等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、(2)の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第10条関係）

始動装置、加速装置、点火時期調節装置、噴射時期調節装置、クラッチ、変速装置その他の原動機及び動力伝達装置の操作装置

制動装置の操作装置

前照灯、警音器、方向指示器、窓ふき器、洗浄液噴射装置及びデフロスタの操作装置

(2) 自動車の運転に際して操作を必要とする(1)の装置は次の基準に適合するものでなければならない。（細目告示第168条関係）

(1) 、及び に掲げる装置は、かじ取ハンドルの中心から左右にそれぞれ 500mm 以内に配置され、運転者が定位置において容易に操作できるものでなければならない。この場合において、かじ取ハンドル中心との配置に係る距離は、それぞれの装置の中心位置から、かじ取ハンドル中心（レバー式のかじ取装置にあっては、運転者席の中心）を含み車両中心線に平行な鉛直面に下ろした垂線の長さとし、変速装置の中心位置は、変速レバーを中立の状態の中央に置いたときの握り部中心の位置とし、レバー式等可動のデフロスタ操作装置の中心位置は可動範囲の中心位置とする。

(1) に掲げる装置（始動装置、加速装置、クラッチ及び変速装置の操作装置を除く。）及び(1) に掲げる装置（方向指示器の操作装置を除く。）又はその附近には、当該装置を運転者が運転者席において容易に識別できるような表示をしなければならない。

変速装置の操作装置又はその附近には、変速段ごとの操作位置を運転者が運転者席において容易に識別できるような表示をしなければならない。

方向指示器の操作装置又はその附近には、当該方向指示器が指示する方向ごとの操作位置を運転者が運転者席において容易に識別できるような表示をしなければならない。

、及び の「運転者が運転者席において容易に識別できるような表示」とは、運転者が運転者席に着席した状態で著しく無理な姿勢をとらずに見える位置に文字、数字又は記号により、当該装置又は当該装置の操作位置を容易に判別できる表示をしたものをいう。この場合において、JIS D0032「自動車用操作・計量・警報装置類の識別記号」又は ISO（国際標準規格）2575「Road vehicles-Symbols for controls, indicators and tell-tales」に掲げられた識別記号は、その表示の例とする。

5 - 12 - 2 欠番

5 - 12 - 3 欠番

5 - 12 - 4 適用関係の整理

4 - 12 - 4 の規定を適用する。